

関係法令等

○特許法（昭和34年4月13日法律第121号）（抄）	裁定関係条文（§83～§93）	1
○特許法（昭和34年4月13日法律第121号）（抄）	その他条文	3
○意匠法（昭和34年4月13日法律第125号）（抄）		4
○実用新案法（昭和34年4月13日法律第123号）（抄）		5
○特許登録令（昭和35年3月24日政令第39号）（抄）		6
○TRIPS協定：知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（1995年1月1日発効）（抄）		6
○工業所有権審議会令（平成12年6月7日政令第294号）		7
○工業所有権審議会運営規程（平成13年2月20日制定）（抄）		7
○審判便覧（第20版）（抄）		8

○特許法（昭和34年4月13日法律第121号）（抄） 裁定関係条文（§83～§93）

（不実施の場合の通常実施権の設定の裁定）

第八十三条 特許発明の実施が継続して三年以上日本国内において適当にされていないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、特許権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。ただし、その特許発明に係る特許出願の日から四年を経過していないときは、この限りでない。

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

（答弁書の提出）

第八十四条 特許庁長官は、前条第二項の裁定の請求があつたときは、請求書の副本をその請求に係る特許権者又は専用実施権者その他その特許に関し登録した権利を有する者に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

（通常実施権者の意見の陳述）

第八十四条の二 第八十三条第二項の裁定の請求があつたときは、その特許に関し通常実施権を有する者は、前条に規定する期間内に限り、その裁定の請求について意見を述べることができる。

（審議会の意見の聴取等）

第八十五条 特許庁長官は、第八十三条第二項の裁定をしようとするときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

2 特許庁長官は、その特許発明の実施が適当にされていないことについて正当な理由があるときは、通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

（裁定の方式）

第八十六条 第八十三条第二項の裁定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

2 通常実施権を設定すべき旨の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 通常実施権を設定すべき範囲
- 二 対価の額並びにその支払の方法及び時期

(裁定の謄本の送達)

第八十七条 特許庁長官は、第八十三条第二項の裁定をしたときは、裁定の謄本を当事者、当事者以外の者であつてその特許に関し登録した権利を有するもの及び第八十四条の二の規定により意見を述べた通常実施権者に送達しなければならない。

2 当事者に対し前項の規定により通常実施権を設定すべき旨の裁定の謄本の送達があつたときは、裁定で定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

(対価の供託)

第八十八条 第八十六条第二項第二号の対価を支払うべき者は、次に掲げる場合は、その対価を供託しなければならない。

- 一 対価の弁済の提供をした場合において、その対価を受けるべき者がその受領を拒んだとき。
- 二 その対価を受けるべき者がこれを受領することができないとき。
- 三 その対価について第八十三条第一項の訴えの提起があつたとき。
- 四 当該特許権又は専用実施権を目的とする質権が設定されているとき。ただし、質権者の承諾を得たときは、この限りでない。

(裁定の失効)

第八十九条 通常実施権の設定を受けようとする者が第八十三条第二項の裁定で定める支払の時期までに対価（対価を定期に又は分割して支払うべきときは、その最初に支払うべき分）の支払又は供託をしないときは、通常実施権を設定すべき旨の裁定は、その効力を失う。

(裁定の取消し)

第九十条 特許庁長官は、第八十三条第二項の規定により通常実施権を設定すべき旨の裁定をした後に、裁定の理由の消滅その他の事由により当該裁定を維持することが適当でなくなつたとき、又は通常実施権の設定を受けた者が適当にその特許発明の実施をしないときは、利害関係人の請求により又は職権で、裁定を取り消すことができる。

2 第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項、第八十六条第一項及び第八十七条第一項の規定は前項の規定による裁定の取消しに、第八十五条第二項の規定は通常実施権の設定を受けた者が適当にその特許発明の実施をしない場合の前項の規定による裁定の取消しに準用する。

第九十一条 前条第一項の規定による裁定の取消があつたときは、通常実施権は、その後消滅する。

(裁定についての不服の理由の制限)

第九十一条の二 第八十三条第二項の規定による裁定についての行政不服審査法の規定による審査請求においては、その裁定で定める対価についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

（自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定）

第九十二条 特許権者又は専用実施権者は、その特許発明が第七十二条に規定する場合に該当するときは、同条の他人に対しその特許発明の実施をするための通常実施権又は実用新案権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2 前項の協議を求められた第七十二条の他人は、その協議を求めた特許権者又は専用実施権者に対し、これらの者がその協議により通常実施権又は実用新案権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾を受けて実施をしようとする特許発明の範囲内において、通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

3 第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

4 第二項の協議が成立せず、又は協議をすることができない場合において、前項の裁定の請求があつたときは、第七十二条の他人は、第七項において準用する第八十四条の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁長官の裁定を請求することができる。

5 特許庁長官は、第三項又は前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第七十二条の他人又は特許権者若しくは専用実施権者の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

6 特許庁長官は、前項に規定する場合のほか、第四項の場合において、第三項の裁定の請求について通常実施権を設定すべき旨の裁定をしないときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

7 第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から前条までの規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。

（公共の利益のための通常実施権の設定の裁定）

第九十三条 特許発明の実施が公共の利益のため特に必要であるときは、その特許発明の実施をしようとする者は、特許権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、経済産業大臣の裁定を請求することができる。

3 第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二までの規定は、前項の裁定に準用する。

○特許法（昭和 34 年 4 月 13 日法律第 121 号）（抄） その他条文

第五条 特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。

2～3 （略）

（他人の特許発明等との関係）

第七十二条 特許権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その特許発明がその特許出願の日前
の出願に係る他人の特許発明、登録実用新案若しくは登録意匠若しくはこれに類似する意匠を利用するものであるとき、又はその特許権がその特許出願の日前
の出願に係る他人の意匠権若しくは商標権と抵触するときは、業としてその特許発明の実施をすることができない。

(特許公報)

第百九十三条 特許庁は、特許公報を発行する。

2 特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一～八 (略)

九 裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定

十 (略)

(書類の提出等)

第百九十四条 特許庁長官又は審査官は、当事者に対し、特許異議の申立て、審判又は再審に関する手続以外の手続を処理するため必要な書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 (略)

○意匠法（昭和 34 年 4 月 13 日法律第 125 号）（抄）

(通常実施権の設定の裁定)

第三十三条 意匠権者又は専用実施権者は、その登録意匠又はこれに類似する意匠が第二十六条に規定する場合に該当するときは、同条の他人に対しその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をするための通常実施権又は特許権若しくは実用新案権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2 前項の協議を求められた第二十六条の他人は、その協議を求めた意匠権者又は専用実施権者に対し、これらの者がその協議により通常実施権又は特許権若しくは実用新案権についての通常実施権の許諾を受けて実施をしようとする登録意匠又はこれに類似する意匠の範囲内において、通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

3 第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、意匠権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

4 第二項の協議が成立せず、又は協議をすることができない場合において、前項の裁定の請求があつたときは、第二十六条の他人は、第七項において準用する特許法第八十四条の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁長官の裁定を請求することができる。

5 特許庁長官は、第三項又は前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第二十六条の他人又は意匠権者若しくは専用実施権者の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

6 特許庁長官は、前項に規定する場合のほか、第四項の場合において、第三項の裁定の請求について通常実施権を設定すべき旨の裁定をしないときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

7 特許法第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで（裁定の手続等）の規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。

(意匠公報)

第六十六条 特許庁は、意匠公報を発行する。

2 意匠公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一～二 (略)

- 三 裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定
- 四 (略)
- 3 (略)

○実用新案法（昭和 34 年 4 月 13 日法律第 123 号）（抄）

（不実施の場合の通常実施権の設定の裁定）

第二十一条 登録実用新案の実施が継続して三年以上日本国内において適当にされていないときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、実用新案権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。ただし、その登録実用新案に係る実用新案登録出願の日から四年を経過していないときは、この限りでない。

- 2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。
- 3 特許法第八十四条から第九十一条の二まで（裁定の手続等）の規定は、前項の裁定に準用する。

（自己の登録実用新案の実施をするための通常実施権の設定の裁定）

第二十二条 実用新案権者又は専用実施権者は、その登録実用新案が第十七条に規定する場合に該当するときは、同条の他人に対しその登録実用新案の実施をするための通常実施権又は特許権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

- 2 前項の協議を求められた第十七条の他人は、その協議を求めた実用新案権者又は専用実施権者に対し、これらの者がその協議により通常実施権又は特許権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾を受けて実施をしようとする登録実用新案の範囲内において、通常実施権の許諾について協議を求めることができる。
- 3 第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、実用新案権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。
- 4 第二項の協議が成立せず、又は協議をすることができない場合において、前項の裁定の請求があつたときは、第十七条の他人は、第七項において準用する特許法第八十四条の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁長官の裁定を請求することができる。
- 5 特許庁長官は、第三項又は前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第十七条の他人又は実用新案権者若しくは専用実施権者の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。
- 6 特許庁長官は、前項に規定する場合のほか、第四項の場合において、第三項の裁定の請求について通常実施権を設定すべき旨の裁定をしないときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。
- 7 特許法第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで（裁定の手続等）の規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。

（公共の利益のための通常実施権の設定の裁定）

第二十三条 登録実用新案の実施が公共の利益のため特に必要であるときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、実用新案権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

- 2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、経済産業大臣の裁定を請求することができる。
- 3 特許法第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで（裁定の手續等）の規定は、前項の裁定に準用する。

○特許登録令（昭和 35 年 3 月 24 日政令第 39 号）（抄）

（予告登録）

第三条 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。

- 一 登録の原因の無効又は取消しによる登録の抹消又は回復の訴えが提起されたとき。ただし、登録の原因の無効又は取消しをもつて善意の第三者に対抗することができる場合に限る。
- 二 特許法第七十四条第一項の規定による請求に係る訴えが提起されたとき。
- 三 特許異議の申立てがあつたとき。
- 四 特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判の請求があつたとき。
- 五 再審の請求があつたとき。

○TRIPS 協定：知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（1995 年 1 月 1 日発効）（抄）

第 27 条 特許の対象

- (1) (2) 及び (3) の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性（注）のあるすべての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。第 65 条 (4)、第 70 条 (8) 及びこの条の (3) の規定に従うことを条件として、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。

（注） この条の規定の適用上、加盟国は、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」の用語を、それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するとみなすことができる。

- (2)～(3) （略）

第 30 条 与えられる権利の例外

加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。

第 31 条 特許権者の許諾を得ていない他の使用

加盟国の国内法令により、特許権者の許諾を得ていない特許の対象の他の使用（政府による使用又は政府により許諾された第三者による使用を含む。）（注）を認める場合には、次の規定を尊重する。

（注） 「他の使用」とは、前条の規定に基づき認められる使用以外の使用をいう。

- (a) 他の使用は、その個々の当否に基づいて許諾を検討する。
- (b) 他の使用は、他の使用に先立ち、使用者となろうとする者が合理的な商業上の条件の下で特許権者から許諾を得る努力を行って、合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合に限り、認めることができる。加盟国は、国家緊急事態その他の極度の緊急事態の場合又は公的な非商業的

使用の場合には、そのような要件を免除することができる。ただし、国家緊急事態その他の極度の緊急事態を理由として免除する場合には、特許権者は、合理的に実行可能な限り速やかに通知を受ける。公的な非商業的使用を理由として免除する場合において、政府又は契約者が、特許の調査を行うことなく、政府により又は政府のために有効な特許が使用されていること又は使用されるであろうことを知っており又は知ることができる明らかな理由を有するときは、特許権者は、速やかに通知を受ける。

(c) 他の使用の範囲及び期間は、許諾された目的に対応して限定される。半導体技術に係る特許については、他の使用は、公的な非商業的目的のため又は司法上若しくは行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために限られる。

(d)～(1) (略)

○工業所有権審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 294 号）

（部会）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員、専門委員及び試験委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

（資料の提出等の要求）

第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（雑則）

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

○工業所有権審議会運営規程（平成 13 年 2 月 20 日制定）（抄）

（部会の議決）

第 11 条 部会の議決は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）の同意を得て、審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会）の議決とすることができる。ただし、次の各号に掲げる事項に係るものを除く。

- 一 特許法、実用新案法及び意匠法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
- 二 不正の手段によって弁理士試験及び特定侵害訴訟代理試験を受け、又は受けようとした者に対する処分及び弁理士の懲戒の処分に関し、弁理士法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項

(付託)

第13条 会長は、審議会が経済産業大臣又は特許庁長官から意見を聴かれた場合において、必要があると認めるときは、意見の聴取に係る事案を分科会又は部会に付託することができる。

○審判便覧（第20版）（抄）

25—01 PUDT 査定系審判、商標登録異議、判定の指定期間

I 原則

1. 手続をする者が国内居住者（在內者）の場合

(1) (略)

(2) 手続の補正及び弁明書提出（特§17③、実§2の2③、意§68②、商§77②、特§18の2②、実§2の5②、意§68②、商§77②、特§133①、②、§133の2②、実§41、意§52、商§43の14、§56①、§68④）のための指定期間は、30日とする。

2. 手続をする者が在外者である場合

(1) 以下に掲げる書類その他の物件の提出についての指定期間は、特許、意匠、商標に関しては3か月、実用新案に関しては60日とする。ただし、代理人だけでこれらの物件を作成することができることを認めるときは、1.の(1)に規定する期間とする。

ア 意見書（特§48の7に規定するものを除く。）

イ 答弁書（裁定の場合に限る。）

ウ 協議命令（特§39⑥、意§9④、商§8④）に応答する書面

エ 上記1.(3)の期間

オ 手続補正書（特§17③、実§2の2③及び特§133①、②に掲げるときに係る手続の補正を命じられた者の提出する手続補正書を除く。）

(2) 上記1.(2)の手続の補正、弁明書の提出のための指定期間は、30日とする。

25—01.2 PUDT 無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判の指定期間

1. 国内居住者（在內者）についての標準指定期間

(1) 実質的な攻撃防御機会についての標準指定期間

ア 権利者の実質的な攻撃防御機会

(ア) 無効審判及び商標登録取消審判の請求がされた後、権利者に最初に与えられる法定答弁期間（訂正請求期間）（特§134①、実§39①、意§52、商§56①）については、特許の場合60日、実用の場合30日、意匠・商標の場合40日とする。